

# 第128期 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日から2019年3月31日まで



## 開催情報

日時 **2019年6月26日(水曜日)**  
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イイノホール(飯野ビルディング4階)**  
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する  
対応方針(買収防衛策)承認の件

## 郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2019年6月25日(火曜日)午後5時まで

※詳細は4ページから6ページをご参照ください。



**飯野海運株式会社**

証券コード：9119

# 株主の皆様へ



代表取締役社長

當 舎 裕 己

## 経営理念

- 安全の確保が社業の基盤
- よいサービスと商品を社会に適正な価格で安定的に供給
- 取引先のニーズに迅速・的確に対応
- 社会的要請へ適応し環境に十分配慮
- 株主、そして役職員へのリターン充実を目指し企業価値向上を志向

## 行動憲章

- 安全の重視
- 社会への貢献
- 取引先の尊重
- コンプライアンスと社会秩序の維持
- 差別の廃絶・人権の尊重
- 環境の保護
- 情報開示とコミュニケーション

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第128期定時株主総会招集ご通知（2018年4月1日から2019年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

当社は本年7月1日をもちまして、創立120周年を迎えることができます。これもひとえに株主の皆様の変わらぬご支援の賜物であり、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

当期（2018年度）の世界経済は、堅調な米国経済に支えられ、全体としては緩やかに回復したものの、中国では米国との貿易摩擦の影響等により輸出が減少に転じ、欧州では英国のEU離脱問題を巡る先行き不透明感が残存し、景気の減速傾向がより強まりました。わが国経済は、個人消費の持ち直しに支えられ緩やかな回復基調を維持しましたが、海外経済の弱含みにより力強さに欠ける状態が継続しました。

当社グループの海運業においては、ドライバールクキャリア市況は初夏にかけ一時軟調に推移しましたが、期末にかけては回復基調を見せました。ケミカルタンカー市況はプロダクトタンカーの流入圧力が冬場以降弱まったことで、緩やかな回復基調を見せる局面もありましたが、期中を通じ総じて低迷しました。そのような中、オイルタンカー及びガスキャリアにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入することで安定収益を確保しました。ケミカルタンカーにおいては、中東域からの数量輸送契約を軸に安定した稼働の維持に努めましたが、市況低迷により全体として採算

## 目 次

は前期に比べ悪化しました。ドライバルクキャリアにおいては、数量輸送契約を中心に市況上昇のタイミングを捉えた効率的な配船と運航に努めると共に、新規の専航船契約を締結する等した結果、運航採算は大幅に改善しました。

不動産業においては、人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により既存ビルを含めた全体の空室率は低下し、賃料水準は上昇傾向で推移しました。そのような中、飯野ビルディングをはじめとする既存ビルにおいて良質なテナントサービスの提供に注力し、稼働を維持した結果、安定した収益を確保しました。また、新橋田村町地区市街地再開発事業では、地下解体が完了、新築建物の基礎工事に着手しており、概ね計画通りに建築工事が進捗しました。

以上の結果、売上高は848億43百万円（前期比4.3%増）、営業利益は47億82百万円（前期比15.4%減）、経常利益は47億1百万円（前期比1.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億85百万円（前期比10.4%増）となりました。なお、当期末の配当につきましては、安定的に配当を継続するという当社基本方針に基づき、普通配当5円に加え創立120周年の記念配当を5円とし、1株当たり10円（年間配当15円）を予定しております。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ ..... 1

招集ご通知 ..... 3

第128期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類 ..... 7

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する  
対応方針(買収防衛策)承認の件

事業報告 ..... 42

連結計算書類 ..... 61

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

計算書類 ..... 63

貸借対照表

損益計算書

監査報告書 ..... 65

株主メモ ..... 69

# 株主各位

証券コード: 9119  
2019年6月3日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

## 飯野海運株式会社

代表取締役社長 當舎 裕己

### 第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 2019年6月26日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
イイノホール(飯野ビルディング4階)  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

報告事項 1. 第128期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第128期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件

以上

## 議決権行使のご案内

### 当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2019年6月26日(水曜日)午前10時

### 当日ご欠席の株主様



#### 郵送にて議決権行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を  
ご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



切り取って  
ご投函ください。

▶ 行使期限：2019年6月25日(火曜日)午後5時到着分まで



#### インターネット等にて議決権行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて  
各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2019年6月25日(火曜日)午後5時入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については5、6頁をご参照ください。

郵送とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◆ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告のうち「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保するための体制 1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制 2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類  
及び計算書類には、本招集ご通知添付書類の他、上記の当社ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.iino.co.jp/kaiun>

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話を端末として用いたインターネット等では、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

## 議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使  
<https://www.web54.net>

### ◆ ご利用にあたって

議決権行使ウェブサイトにアクセスする際は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。



QRコード®読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、左記QRコード®を利用してアクセスすることも可能です。

## 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 郵送とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等によって複数回数又はパソコン、スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関する操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル **0120(652)031** (受付時間 9:00~21:00)

インターネット等による  
議決権行使期限

▶ 2019年6月25日(火曜日)午後5時入力分まで

以下はパソコンの画面を表示しております。

## 1. 議決権行使ウェブサイトに アクセス

「次へすすむ」をクリック

## 2. ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載  
された「議決権行使コード」を入  
力し、「ログイン」をクリック

## 3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記  
載された「パスワード」を入力し、  
「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要政策と認識し、安定的な配当を継続できるよう財務体質の強化と必要な内部留保の充実及び今後の経営環境の見通しに十分配慮して配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営環境などを総合的に勘案し、また、2019年7月1日に創立120周年を迎えることから、1株につき10円（普通配当 5円、記念配当 5円）とさせていただきたいと存じます。なお、これにより中間配当金1株当たり5円を加えた当期の年間配当金は1株当たり15円（前期比5円増配）となります。

1 配当財産の種類  
金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円（普通配当 5円、記念配当 5円）  
総額1,058,071,090円

3 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 當舎裕己、荒木俊雄、遠藤茂及び大江啓の4名は任期満了となります。つきましては、任期満了の4名に加え取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



候補者番号	氏名	生年月日
1	とうしゃ 當舎 裕己	1958年7月20日生

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社  
 2004年 6月 当社ケミカルタンカーグループリーダー<sup>1</sup>  
 2006年 6月 当社海運営業第1グループリーダー<sup>1</sup>  
 2008年 6月 当社企画グループリーダー<sup>1</sup>  
 2009年12月 当社総務企画グループリーダー<sup>1</sup>  
 2010年 6月 当社取締役執行役員  
 　　総務企画グループ担当および総務企画グループリーダー委嘱<sup>1</sup>  
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員 不動産事業グループ担当<sup>1</sup>  
 2016年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)

### 候補者とした理由

當舎裕己氏は、当社の中核事業である原油タンカー、ケミカルタンカー、不動産事業等での豊富な経験と実績を有しており、2016年6月より代表取締役社長執行役員を務め、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

氏

名

生年月日

2

あらき  
としお  
荒木 俊雄

1958年3月17日生

再 任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年10月 当社入社 <当社における管掌・担当>  
2009年 6月 イイノマリンサービス(株)取締役 海務部管掌  
2010年 6月 当社船員グループリーダー<sup>1</sup>  
2013年 6月 イイノマリンサービス(株)常務  
取締役 <重要な兼職の状況>  
合同船舶工業(株)取締役社長  
同年同月 当社執行役員  
船員グループ担当補佐、  
海務安全グループ担当補佐  
2017年 6月 当社取締役常務執行役員  
海務部担当  
イイノマリンサービス(株)代表  
取締役社長 (現任)  
2018年 6月 当社取締役専務執行役員  
海務部管掌 (現任)

## 所有する当社株式の数

20,300株

## 取締役会への出席状況

100% (19回/19回)

## 候補者とした理由

荒木俊雄氏は、外航船舶の船舶管理、海務・工務分野での豊富な経験と知識を有しており、2018年6月より当社取締役専務執行役員を務め、当社グループの船舶の安全及び環境保全に対する取り組みを行っております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日
3	えん どう 遠藤 茂	1948年10月16日生

再任
社外
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 外務省入省	<重要な兼職の状況>
2001年 4月 同省中東アフリカ局審議官	日揮(株)社外取締役
2002年 2月 同省領事移住部審議官	外務省参与
2003年 8月 在ジュネーブ国際機関 日本政府代表部大使兼 在ジュネーブ総領事館総領事	(株)ADEKA社外取締役
2007年 3月 在チュニジア特命全権大使	
2009年 7月 在サウジアラビア特命全権大使	
2012年10月 外務省退官	
2013年 6月 当社社外取締役 (現任) 同年同月 日揮(株)社外取締役 (現任)	
2014年 4月 外務省参与 (現任)	
2018年 6月 (株)ADEKA社外取締役 (現任)	

### 所有する当社株式の数

0株

### 取締役会への出席状況

100%(19回/19回)

### 候補者とした理由

遠藤茂氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識等を活かし、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立の立場から監督機能を発揮していただきおり、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

氏名

生年月日

4 大江 啓

おおえ けい

1948年8月9日生

再任
社外
独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月 旭化成工業(株) (現旭化成(株)) 入社

2000年 6月 同社医薬営業推進部長

2004年 4月 旭化成ファーマ(株)取締役

2006年 4月 同社代表取締役社長

2008年 4月 同社顧問

2010年 6月 同社顧問退任

2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

## 所有する当社株式の数

8,500株

## 取締役会への出席状況

100%(19回/19回)

## 候補者とした理由

大江啓氏は、企業経営者として長年にわたり培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立の立場から監督機能を発揮いただきしており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 氏名 生年月日

5

よし だ  
吉田 康之

生年月日

1947年8月23日生

新任  
社外  
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月 (株)三菱総合研究所入社 <重要な兼職の状況>  
 2002年10月 同社参与 (株)タダノ社外取締役  
 2007年10月 (株)日建設計総合研究所入社  
 上席研究員  
 2008年 1月 同社常務理事 上席研究員  
 2008年 6月 (株)タダノ社外取締役 (現任)  
 2009年 3月 (株)日建設計総合研究所  
 取締役常務理事 副所長  
 2011年 3月 同 退任

### 所有する当社株式の数

0株

### 候補者とした理由

吉田康之氏は、シンクタンクにおける長年の調査および研究で培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立の立場から監督機能の発揮等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤茂氏、大江啓氏及び吉田康之氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、(株)東京証券取引所他当社上場証券取引所に対して、遠藤茂氏及び大江啓氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、吉田康之氏の選任が承認された場合、(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。
3. 遠藤茂氏及び大江啓氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。遠藤茂氏及び大江啓氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。また、吉田康之氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定です。
4. 遠藤茂氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。また、大江啓氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は遠藤茂氏及び大江啓氏を買収防衛策に基づく特別委員会の委員に引き続き選任する予定です。

## 第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件

当社は、2016年6月28日開催の当社第125期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を継続いたしました(当該定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応方針を、以下「原方針」といいます。)。

その後引き続き、当社は、社会・経済情勢の変化、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、原方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、同年6月に開催予定の第128期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、以下の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定いたしました。そこで、本方針について、出席株主の皆様の議決権の過半数をもってご承認をお願いするものです。本方針に係る手続の流れの概要については、別紙1をご参照ください。上記取締役会においては、本方針の導入について、社外取締役2名を含む取締役7名の全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役2名を含む監査役3名が出席し、異議がない旨の意見を述べております。また、当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、その機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、もってコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、本総会において独立役員候補の社外取締役を1名増員する取締役選任議案を付議することを決定いたしました。

なお、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、原方針についても本総会の終結時に有効期間の満了により終了いたします。

本方針の導入に伴う原方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

### 変更点1

大規模買付行為(下記Ⅲ.2.に定義されます。以下同じです。)が大規模買付ルール(下記Ⅲ.2.に定義されます。以下同じです。)に従って行われる場合に株主意思確認総会(下記Ⅲ.3.(1)(i)(ア)に定義されます。以下同じです。)を招集することなく対抗措置の発動が可能な大規模買付行為の類型を、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び(ii)強圧的二段階買収の五つの類型に限定いたしました。

## 変更点2

特別委員(下記Ⅲ.4.(1)(i)に定義されます。以下同じです。)を当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任することとし、特別委員の資格要件から社外有識者であることを削除いたしました。

### 【ご参考】原方針からの主な変更点に関する本方針と原方針の比較

項目	該当箇所	本方針(変更後)	原方針(変更前)
対抗措置の発動類型 (変更点1)	Ⅲ.3.(1)(ii)(ア)(イ) 別紙3	株主意思確認総会を招集することなく対抗措置の発動が可能な大規模買付行為の類型を、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び(ii)強圧的二段階買収の五つの類型に限定	左記(i)又は(ii)の類型に該当しない場合であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるときには、株主意思確認総会を招集することなく対抗措置を発動できる余地あり
特別委員の資格 (変更点2)	別紙5の2.	特別委員を、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任	特別委員を、当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任

### 《買収防衛策を導入・継続する必要性及び合理性》

当社は、中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を図るため、変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としており、これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現し、当社の事業の発展基盤である安全性を確保できるものと考えております。かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、例えば、専ら自身の短期的な利得のみを目的とする敵対的な企業買収が行われる可能性も少なからず存在し、そのような敵対的な企業買収は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定・遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。しかし、現在の日本の公開買付制度は、原則として市場内での大規模な買付行為に適用されないため、当社の中長期的な企業価値を損なう敵対的な企業買収のリスクに十分に対応できないだけでなく、公開買付制度の適用がある場合でも、株主の皆様が敵対的な企業買収の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者(下記Ⅲ.2.に定義されます。以下同じです。)に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入する必要があると考えております。

また、本方針は、経営者の自己保身に利用されることがないように合理性・公正性が十分に確保されています。まず、当

社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、( i )株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くか、又は、( ii )独立性の高い特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断を行うこととしており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。また、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、( i )いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型(別紙3の1.乃至4.)及び( ii )強圧的二段階買収(別紙3の5.)の五つの類型に限定しております。さらに、大規模買付者に対する大規模買付情報(下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。)の追加請求の是非、大規模買付者に対する情報提供完了通知(下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。)の是非、取締役会評価期間(下記Ⅲ.2.(3)に定義されます。)の延長の是非についても、特別委員会への必要な諮問事項となっており、当社取締役会による恣意的な運用による手続の遅延を防止するための仕組みが確保されています。加えて、上記のとおり、当社取締役会は、本総会において独立役員候補の社外取締役を1名増員する取締役選任議案を付議することを決定しており、この議案が可決された場合には、独立役員である社外取締役が当社取締役の3割を超える(独立役員である社外監査役を合わせた独立役員は当社取締役会に出席する取締役・監査役の4割を超える)ことになるため、当社取締役会による対抗措置の発動を含む本方針の運用の公正性も担保されています。

なお、当社は、原方針の有効期間中においても、中期経営計画等による企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを通じて当社の中長期的な企業価値の向上に銳意努めており、これらの結果として、厳しい経営環境にもかかわらず、安定した業績を達成しています。そのため、当社は、本方針の導入・継続は当社の取締役会による企業価値向上への取組みを妨げるものではないと考えております。

#### 【ご参考】本方針の主要項目

主要項目	該当箇所	内容
大規模買付行為	Ⅲ.2.	①特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社の株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為、又は、③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為
取締役会評価期間	Ⅲ.2.(3)	対価を円貨のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間 その他の大規模買付行為の場合には最長90日間
対抗措置の発動類型	Ⅲ.3. (1) ( ii ) (ア) (イ) 別紙3	大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合に、株主意思確認総会を招集することなく対抗措置の発動が可能な大規模買付行為の類型を、( i )いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び( ii )強圧的二段階買収の五つの類型に限定 その他の大規模買付行為について対抗措置を発動するには株主意思確認総会の招集が必要

主要項目	該当箇所	内容
対抗措置の内容	Ⅲ.3.(2)	新株予約権の無償割当てその他法令及び定款上認められる手段
特別委員の資格	別紙5の2.	特別委員は独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任
有効期間	Ⅲ.4.(4)	2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時まで

(注)上記表は、本方針の主要項目の内容を分かりやすく説明するために便宜上作成したものです。本方針の詳細は、以下の本文をご参照下さい。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社は、敵対的な企業買収であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような敵対的な企業買収の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様に株式の売却を事实上強要するおそれがあるものなど当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがいまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記2.のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

### 1. 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

#### (1)当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスキャリア及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバ

ルクキャリアによるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング（東京都千代田区内幸町）は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティー機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として100年以上もの間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるという経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあつた設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の傭船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上とのおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記(2)の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものと考えております。

## (2)中期経営計画

当社グループは、2017年4月20日に、当社創立125周年である2024年に向けたグループ企業の一層の成長を目指し、3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. —創立125周年(2024年)に向けて—」(計画期間：2017年4月～2020年3月)を策定しました。

本計画は、基本的には「攻めの展開へ」をテーマとした前中期経営計画「STEP FORWARD 2020」の方針を踏襲しつつ「バランス経営の推進と先進性への挑戦」への取組みを主眼として、高品質なサービス“IIINO QUALITY”を提供し、独自のビジネスモデル“IIINO MODEL”により持続的に成長する企業、そして新しい分野へ挑戦し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を目標としています。

「Be Unique and Innovative. —創立125周年(2024年)に向けて—」において、当社グループは、「3つの重点強化策」として、「更なる差別化の追求」、「安定収益の磐石化」及び「次世代ビジネスへの挑戦」に取り組みます。具体的には、まず、お客様に支持されるサービスの質的向上を図り、更なる差別化を追求します。また、海運業では、多様化する顧客ニーズに対応するため、世界展開の加速及び一体的な提案営業により競争力を強化します。不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業を推進し、安定収益の磐石化に取り組みます。これに加え、次世代ビジネスへ挑戦することで確実な成長を目指し、海運業と不動産業を両輪とした経営をより一層進化させてまいります。

また、これらの重点強化策を支える「5つの基盤整備項目」として、「ノウハウ再構築・浸透・伝承による競争力強化」、「人的資源開発強化と最適活用」、「情報ネットワークの戦略的拡充」、「キャッシュ・フロー経営と財務基盤強化」及び「リスク管理の徹底」に取り組んでまいります。

●中期経営計画「Be Unique and Innovative. —創立125周年(2024年)に向けて—」の詳細については当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>

## 2. コーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

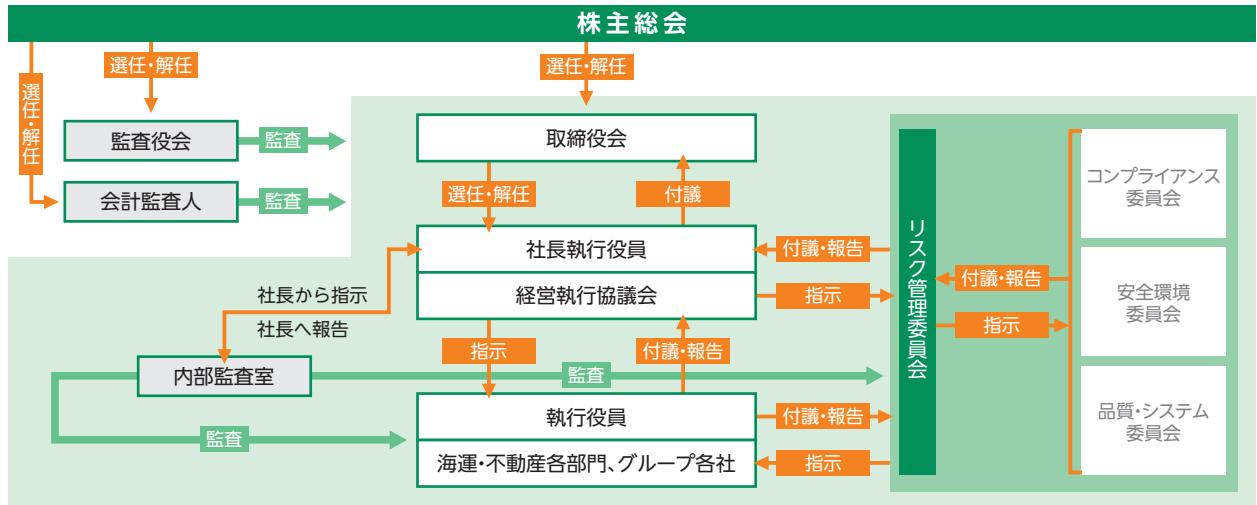
### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役職員の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダー

との関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制図



## (2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、取締役会及び監査役会を設置し、これらが業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また、社外監査役を含む監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催するとともに、代表取締役社長直属の内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たるいわゆる三様監査体制をとっております。

また、当社は、当社及び当社の主要なグループ会社の代表取締役を構成メンバーとするコンプライアンス委員会、安全環境委員会及び品質・システム委員会からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

加えて、業務執行については、執行役員により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議及び経営に関する意見交換・情報交換等を行っております。なお、経営執行協議会には常勤監査役も出席しています。

上記のほか、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みの詳細については当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書：<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/pdf/governance.pdf>

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本方針を導入いたします。本方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を図るため、変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としており、これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現し、当社の事業の発展基盤である安全性を確保できるものと考えております。かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社の中長期的な企業価値の向上ではなく、専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定、遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。

また、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び中期経営計画に基づく様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。しかしながら、株主の皆様に対して大規模買付行為の提案に関する情報が十分に提供されなかったり、株主の皆様による熟慮の機会が十分に確保されない方法による大規模買付行為が行われる可能性も存在し、そのような大規模買付行為は株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあります。

それにもかかわらず、現在の日本の公開買付制度は、原則として市場内での大規模買付行為に適用されないため、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為のリスクに十分に対応できません。また、公開買付制度の適用がある場合でも、株主の皆様が大規模買付者の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。

以上のとおり、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。そして、そのような大規模買付行為が実際になされた場合には、現在の日本の公開買付制度だけでは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を十分に確保又は向上させることは難しいと考えています。そのため、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に

必要な期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入することを決定いたしました。

なお、当社取締役会による本方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙2をご参照ください。

## 2. 大規模買付ルールの設定

当社は、本方針において、①特定株主グループ<sup>(注1)</sup>の議決権割合<sup>(注2)</sup>を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為<sup>(注3)</sup>（いざれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。これらの行為を以下「大規模買付行為」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）を対象として、大規模買付者に従って頂くべき手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めます。

(注1)「特定株主グループ」とは、①②当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び⑥その共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）、並びに、②④当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を行う者及び⑥その特別関係者（同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な行為態様に応じて、①特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下、別段の定めがない限り同じです。）、又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)「当社の他の株主との合意その他の行為」とは、当該他の株主と共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他の金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

### (1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した書面(以下「大規模買付意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

#### (i) 大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

#### (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

#### (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等<sup>①</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。)を含みます。)

#### (iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付して頂きます。

### (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日<sup>②</sup>(初日不算入)以内に、当初提供して頂くべき情報が記載された書面(以下「提供情報リスト」といいます。)を上記(i)(iv)の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。当社代表取締役社長は、大規模買付者から提供して頂いた情報を速やかに特別委員会に提供します。

- 
- ① 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。
  - ② なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に規定する日以外の日を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

また、提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると、当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社代表取締役社長は、大規模買付者から追加で提供して頂いた情報についても速やかに特別委員会に提供します。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として提供情報リストの一部に含まれるものとしますが、提供情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が提供情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的な内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性(法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。)に関する意見を含みます。)
- ③買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。)並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。)
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要(預金の場合には預金の種類別の残高、借入金の場合には借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容及びその他の資金調達方法による場合にはその内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑥大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的な内容
- ⑦支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な

影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- ⑧純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑫大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑬当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的な内容
- ⑭当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的な方策
- ⑮反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑯大規模買付行為が当社の株券等の買付行為を伴わない場合には、以下の情報
  - ア 大規模買付行為の相手方となる者との現在の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の関係を含みます。)
  - イ 大規模買付行為の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(当社が提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下、同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社取締役会が、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断するときには、当社は、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を行うとともに、その旨を開示いたします。

### (3)取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された情報を十分に評

価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします。)。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合の取扱いについては、下記3.(1) (iii)をご参照ください。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

#### (1) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。なお、大規模買付者が大規模買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大規模買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大規模買付情報の一部が大規模買付者から提供されないことのみをもって、当該大規模買付者が大規模買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、下記4.(1) (ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、且つ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思

を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。

#### (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、以下の(ア)又は(イ)の場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

##### (ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、別紙3に掲げる場合のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白な場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記4.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、株主意思確認総会の招集を要しないものとします。

##### (イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合(別紙3に掲げる場合のいずれにも該当しない場合を含みます。)には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。なお、上記②の場合で株主意思確認総会が開催されたときは、対抗措置の発動に際して、特別委員会に対する諮問を要しないものとします。

#### (iii) 株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日にお

いて株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記2.(3)に記載のとおり、大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

## (2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。対抗措置の選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済のご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上のために必要に応じて相当な手段を決定することいたします。

本新株予約権の概要は別紙4に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的な発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

## 4. 本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

### (1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

#### (i) 特別委員会の設置

大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、特別委員会規則(その概要は別紙5に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。

また、本方針導入時の特別委員会の委員(以下「特別委員」といいます。)には、山田義雄氏、遠藤茂氏及び大江啓氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙6「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりですが、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役であり、且つ、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

#### (ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません)。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的な内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

#### (iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非及び情報提供完了通知の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非並びに発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

### (2) 株主の皆様のご意思の確認

#### (i) 本方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、本方針を導入することを決議しております。したがいまして、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、また、原方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

#### (ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

### (3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が、本方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から発動した対抗措置を維持することが相当ないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②に定める場合に該当することとなった具体的な事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づ

き、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記の特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会は、上記①又は②に定める場合に該当すると判断する場合には、発動した対抗措置を、その決議により中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかにその旨を開示するものとします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日（別紙4第1項において定義されます。以下、同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

#### （4）本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③2020年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

### 5. 本方針の合理性について

#### （1）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本方針は、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいざれも実施することとしております。

## (2)当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、導入されるものです。

## (3)株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記4.(2)(i)に記載のとおり、2019年4月26日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本方針に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本方針を導入することを決議しております。

また、上記4.(2)(ii)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は、2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。

加えて、本方針の有効期間の満了前であっても、③2020年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議し、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

## (4)合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本方針は、上記3.(1)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。なお、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型(別紙3の1.乃至4.)及び(ii)強圧的二段階買収(別紙3の5.)の五つの類型に限定しています(但し、上記3.(1)(ii)(ア)に記載のとおり、これらの類型に該当する場合についても、株主意思確認総会決議に基づく場合を除き、特別委員会への諮問は必要となります。)。

## (5)特別委員会の設置

上記4.(1)(i)に記載のとおり、当社は、本方針において、大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本方針の合理性及び

公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任される特別委員により構成される特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本方針の運用及び対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### **(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと**

上記4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時までであり、また、本方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。

## **6. 株主・投資家の皆様に与える影響**

#### **(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### **(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるもの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記4.(3)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することはありません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### **(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続**

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権

の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

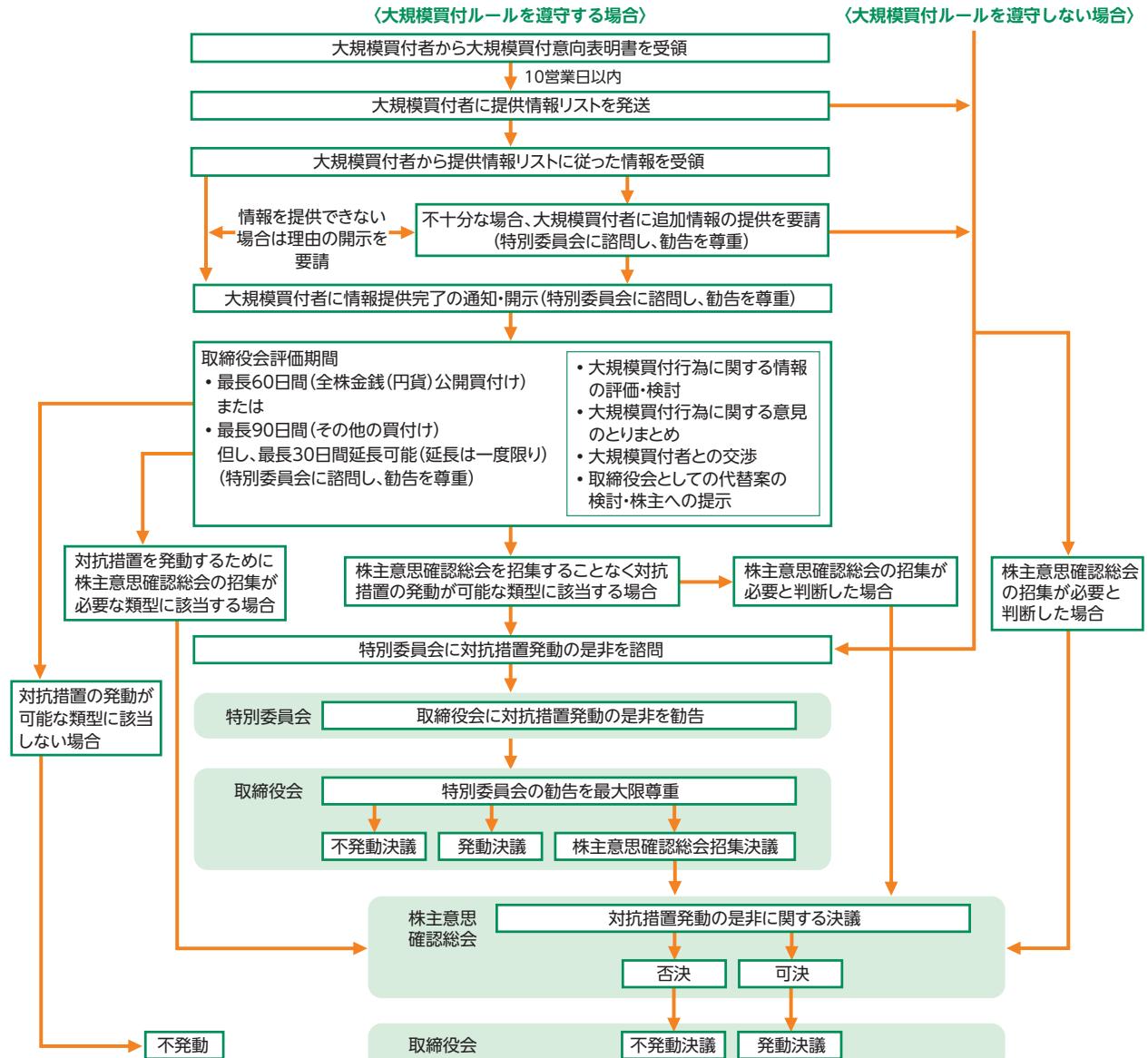
また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く(その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

## 7. その他

本方針は、2019年4月26日開催の当社取締役会において社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。当社取締役会においては、今後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論等にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、必要に応じて本方針の見直し又は本方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

## 大規模買付行為に関する対応方針フローチャート



当社株式の状況（2019年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 111,075,980株
3. 株主数 8,114名
4. 大株主（上位10名）

株主名		所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
1	東京海上日動火災保険株式会社	5,264,275	4.73
2	株式会社みずほ銀行	4,941,500	4.44
3	飯野海運取引先持株会	4,724,750	4.25
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,723,700	3.35
5	三井住友信託銀行株式会社	3,622,000	3.26
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,618,800	3.25
7	日本生命保険相互会社	2,256,300	2.03
8	トーア再保険株式会社	2,253,100	2.02
9	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,105,850	1.89
10	三井住友海上火災保険株式会社	1,991,800	1.79

（注）上記のほか、当社は自己株式5,268,871株を保有しております。

### **当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうことが明白な類型**

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をされるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)に該当すると判断される場合

以上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の付与の対象となる株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 2. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

### 4. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の当社の発行済普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)の総数と同数とします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>❶</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>❷</sup>、④特定大量買付者の特別関係者若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者<sup>❸</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

- 
- ③ 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - ④ 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(同条第1項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共に支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

## 特別委員会規則の概要

- 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置する。
- 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)は、3名以上とし、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任するものとする。
- 特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時又は本方針の導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の後に最初に開催される取締役会の終結時又は当該委員と当社とが別途合意したその他の時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
- 特別委員会は、当社代表取締役社長又は各特別委員が招集する。
- 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
- 特別委員会の決議は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し(電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。)、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。
- 特別委員会は、以下の各号に記載される事項(以下「本諮問事項」という。)について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。)。
  - (1)大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非
  - (2)大規模買付者に対する情報提供完了通知の是非
  - (3)取締役会評価期間の延長の是非
  - (4)対抗措置の発動の是非
  - (5)発動した対抗措置の維持の是非
  - (6)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
- 特別委員会は、当社取締役会及び当社代表取締役社長より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程及び本諮問事項の検討に際して使用又は検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。

9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客觀性及び中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担する。

## 特別委員会委員の略歴

### 1 山田 義雄

1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

同年同月 本谷法律事務所入所

1988年4月 中野・山田法律事務所開設

1989年4月 山田法律事務所開設(現任)

2012年6月 当社補欠監査役選任

同年同月 当社特別委員会委員就任(現任)

2018年6月 当社社外監査役選任(現任)

### 2 遠藤 茂

1974年4月 外務省入省

2001年4月 同省中東アフリカ局 審議官

2002年2月 同省領事移住部 審議官

2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使兼在ジュネーブ総領事館総領事

2007年3月 在チュニジア特命全権大使

2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使

2013年6月 当社社外取締役(現任)

同年同月 日揮(株)社外取締役(現任)

2014年4月 外務省参与(現任)

同年同月 当社特別委員会委員就任(現任)

2018年6月 (株)ADEKA社外取締役(現任)

### 3 大江 啓

1973年4月 旭化成工業(株)(現旭化成(株))入社

2000年6月 同社医薬営業推進部長

2004年4月 旭化成ファーマ(株)取締役

2006年4月 同社代表取締役社長

2008年4月 同社顧問

2010年6月 同社顧問退任

2015年6月 当社社外取締役(現任)

2018年6月 当社特別委員会委員就任(現任)

なお、山田氏、遠藤氏及び大江氏は、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

以上

(ご参考)

## 社外役員の独立性及び資質に関する基準について

### 【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

#### (社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

#### (社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

#### (社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者 (注1)
2. 当社を主要な取引先とする者 (注2) 又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先 (注3) 又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額 (注4) の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額 (注4) の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1~8に過去3年間において該当していた者 (注5)
10. 上記1~9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者 (注6) である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
  - (a)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
  - (b)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
  - (c)過去3年間において上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいい。

(注5)前記4においては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

以上

# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、堅調な米国経済に支えられ、全体として緩やかに回復しましたが、通商問題や各国経済の減速等により、回復に足踏みの兆しが見られました。

米国では、一時的に企業業況の低迷や個人消費の減速がみられましたが、労働需要の堅調さ等に支えられ、景気は着実な回復を継続しました。欧州では、英国のEU離脱問題を巡る先行き不透明感が残存し、景気の減速傾向がより強まりました。中国では、米国との貿易摩擦の影響等により、輸出が減少に転じており、景気の減速基調が続きました。

わが国経済は、個人消費の持ち直しに支えられ緩やかな回復基調を維持しましたが、海外経済の弱含みにより力強さに欠ける状態が継続しました。

海運業においては、ドライバーカーキャリアでは回復の兆しを見せた一方、船腹の供給過剰により低迷を続けていたケミカルタンカーでは冬場を迎える緩やかな回復基調を見せる局面もありましたが、依然不透明感が残りました。

不動産業においては、都心のオフィスビル賃貸市況は、企業の人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により既存ビルを含めた全体の空室率は低下し、賃料水準は上昇傾向で推移しました。

このような状況の下、当社グループでは、海運業においては、既存契約の有利更改への取り組みをはじめとして、効率配船及び運航採算の向上を図ったほか、売船市場の動向を見極め老齢船の処分を行い、固定資産売却益（特別利益）を計上しました。不動産業においては、飯野ビルディングをはじめとする既存ビルが順調に稼働しており、安定した収益を確保しました。また、当社が参画している新橋田村町地区市街地再開発事業では、地下解体が完了、新築建物の基礎工事に着手しており、概ね計画通りに建築工事が進捗しました。

以上の結果、売上高は848億43百万円（前期比4.3%増）、営業利益は47億82百万円（前期比15.4%減）、経常利益は47億1百万円（前期比1.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億85百万円（前期比10.4%増）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第127期 (2017年度)		第128期 (2018年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外航海運業	61,865	76.0	64,873	76.3	4.9%
内航・近海海運業	9,012	11.0	9,427	11.1	4.6%
不動産業	10,545	13.0	10,669	12.6	1.2%
計	81,422	100.0	84,968	100.0	-
セグメント間の内部売上高又は振替高	△88	-	△125	-	-
合計	81,334	-	84,843	-	4.3%

(注) △は減少を表示しています。

## 各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

648億73百万円

営業利益

5億83百万円

### ■ オイルタンカー

#### <一般概況>

オイルタンカーにおいては、アジアの旺盛な原油需要に加え老齢船の解撤が進んだこと等もあり市況は秋頃から高騰しました。冬場以降も中東をはじめ米国や西アフリカ積みの荷動きが活発化したことから、市況は堅調な推移を見せましたが、当期末にかけては不需要期に差しかかることから軟化傾向に転じました。



KOHO I 301,045DWT(原油タンカー)

#### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのオイルタンカーにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入することで、安定収益を確保しました。

### ■ ケミカルタンカー

#### <一般概況>

ケミカルタンカーにおいては、低迷の一因となるプロダクトタンカーのケミカルタンカー市場への流入圧力が冬場以降弱まったことで、市況は緩やかな回復基調を見せる局面もありましたが、期中を通じ総じて低迷しました。



CHEMROAD AQUA 35,678DWT  
(ケミカルタンカー)

#### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州向けおよびアジア向けの数量輸送契約に加え、北アフリカからの磷酸液やインド西岸出しアジア向けのケミカル貨物を積極的に取り込む等、稼働の維持に努めました。また、当社最大船型となるケミカルタンカーを新たに投入し採算改善に努めました。

当社と米国オペレーターとの合弁事業会社では、数量輸送契約やスポット貨物の集荷により稼働を維持しました。しかしながら、市況低迷により、全体として運航採算は前期に比べ悪化しました。プロダクトタンカーにおいては、市況低迷の影響を抑えるべく、当期中に運航船1隻を処分しました。

## ■ 大型ガスキャリア

### <一般概況>

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリアにおいては、期初は新造船の流入による船腹供給過剰が続き低調に推移しましたが、インド、中国、東南アジア等の堅調な需要を背景に米国からアジア向け輸送の拡大により期中の市況は概ね堅調に推移しました。LNGキャリアにおいては、新規LNGプロジェクトの立ち上がりから輸送需要が増加したことで市況は堅調に推移しましたが、冬期需要の一服感と新造船の流入によりふたたび軟化しました。



### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのLPGキャリアおよびLNGキャリアにおいては、支配船腹を既存の中長期契約へ継続投入し、安定収益を確保しました。

## ■ ドライバルクキャリア

### <一般概況>

ドライバルクキャリアにおいては、北半球の春季をピークに初夏にかけ一時軟調に推移しましたが、穀物をはじめとする荷動きの復調により、夏場終盤には底を打ち上昇に転じました。秋口以降、太平洋では中国向け石炭輸送等にブレーキが掛かり、大西洋では穀物輸送需要減が生じ、更にブラジルでの鉱山ダム事故の影響もあって、冬場には前年同期を大きく下回る水準まで下落する局面を迎ましたが、旧正月明けを契機とし、当期末にかけては太平洋・大西洋共に市況は回復基調を見せました。



### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼働しました。ポストパナマックス船については、市況上昇のタイミングを捉えた配船や数量輸送契約に投入したほか、新規の専航船契約を締結するなど、安定収益の確保に努めた結果、運航採算は大幅に改善しました。ハンディ船については、秋口以降市況が軟調に推移する中、数量輸送契約への投入を中心に効率的な配船と運航に努めた結果、その運航採算は大幅に改善しました。また、契約の終了に伴い、期中に小型ハンディ船1隻を返船し船隊の効率化を図りました。

以上の結果、外航海運業の売上高は648億73百万円（前期比4.9%増）、営業利益は5億83百万円（前期比66.0%減）となりました。

## 内航・近海海運業

売上高

94億27百万円

営業利益

9億26百万円

## ■内航ガス

## &lt;一般概況&gt;

内航ガス輸送においては、LPG需要は、例年通りの季節的要因による不需要期の発生に加え、秋口以降も暖冬傾向であったことにより、出荷は低調に推移しました。石油化学ガスも出荷プラントのトラブルや北海道胆振東部地震による停止の影響を受け、同じく出荷は低調に推移しましたが、船員不足の影響による稼働隻数の減少も影響し、船腹の稼働は堅調に推移しました。

太華山 1,550.74m<sup>3</sup> (エチレンキャリア)

## &lt;当社の取り組み&gt;

このような事業環境の下、当社グループの内航ガス輸送は、安全運航の高い評価を得たことや荷主に船員雇用対策費用の負担を求める結果、契約の有利更改に至り、採算を維持することができました。

## ■近海ガス

## &lt;一般概況&gt;

近海ガス輸送においては、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量は安定していましたが、東南アジアのプラント稼働が一時的に不安定になったことや能力増強計画の遅延により海上輸送量は軟調に推移しました。

## &lt;当社の取り組み&gt;

このような事業環境の下、当社グループの近海ガス輸送は、東南アジアの荷動きは軟調でしたが、期初の市況上昇に伴い有利更改した定期用船契約を基に安定した収益を維持しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は94億27百万円（前期比4.6%増）、営業利益は9億26百万円（前期比32.3%増）となりました。

不動産業

売上高

106億69百万円

営業利益

32億73百万円

## ■ 不動産賃貸

### <一般概況>

都心のオフィスビル賃貸市況は、企業の人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により、新築及び築年数の経過していない大規模ビルを中心に新規の入居スペースの減少が進み、既存ビルを含めた全体の空室率は低下し、賃料水準は上昇傾向で推移しました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、賃貸ビルにおいては、所有する各ビルにおいて良質なテナントサービスの提供に注力し、順調な稼働を維持しました。また、新橋田村町地区市街地再開発事業では、地下解体が完了、新築建物の基礎工事に着手しており、概ね計画通りに建築工事が進捗しました。



## ■ 不動産関連事業

### <一般概況>

貸ホール・貸会議室においては、多数の競合施設がある中、厳しい顧客獲得競争が続きました。不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、広告需要が引き続き堅調に推移しました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのイイノホール＆カンファレンスセンターにおいては、セミナー、講演会、映画試写会といった催事の積極的な誘致に加え、映像設備の更新を行った結果、高稼働を維持しました。スタジオ関連事業を行うイイノ・メディアプロにおいては、主力のスタジオ部門の稼働が堅調に推移するとともに、プロダクション、レタッチの各部門も安定した収益を確保しました。



以上の結果、不動産業の売上高は106億69百万円（前期比1.2%増）、営業利益は32億73百万円（前期比1.1%増）となりました。

## 2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に、自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

## 3. 設備投資等の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っており、当期に総額237億60百万円の設備投資を実施しました。

その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、買船した船舶への支払177億11百万円と、契約または建造中の船舶への支払26億12百万円を含む合計205億98百万円、内航・近海海運業においては、契約または建造中の船舶への支払2億87百万円を含む合計2億90百万円、不動産においては、不動産の取得を中心に28億39百万円の設備投資を実施しました。

## 4. 対処すべき課題

### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識の下に、よいサービスと商品を適正な利潤を得て社会に安定的に供給するとともに、すべてのコストについて不断の削減に努め、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行に当たっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

当社グループは、企業集団の人的・物的資源を生かしながら、次の3つの事業を推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス事業並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

### (2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

当社グループは、当社創立125周年である2024年に向けたグループ企業の一層の成長を目指し、3年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年 (2024年) に向けて - 」(計画期間: 2017年4月~2020年3月) を策定しました。

今回の中期経営計画は「バランス経営の推進と先進性への挑戦」への取組みを主眼として、高品質なサービス“IIINO QUALITY”を提供し、独自のビジネスモデル“IIINO MODEL”により持続的に成長する企業、そして新しい分野へ挑戦し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を目標としています。

「Be Unique and Innovative. - 創立125周年 (2024年) に向けて - 」において、当社グループは、お客様に支持されるサービスの質的向上を図り、更なる差別化を追求します。また、引き続き海運業・不動産業において安定収益の盤石化を進めつつ、次世代ビジネスへの挑戦も図ってまいります。

海運業では、多様化する顧客ニーズに対応するため、世界展開の加速及び一体的な提案営業により競争力を強化します。同時に安定収益の盤石化も進め、その一環として、資源エネルギー船事業への取り組みを継続します。2019年3月には、アストモスエネルギー(株)向け新造大型LPGキャリアが竣工しました。本船は竣工後、アストモスエネルギー(株)の船隊に加わり、日本国内向けのみならず、欧州やア

ジアにおける三国間貿易を含む幅広いLPG 輸送に従事する予定です。当社グループは今後も安定輸送・安全運航を念頭に資源エネルギー輸送に積極的に取り組んでまいります。

また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業を推進し、安定収益の磐石化に取り組みます。本事業では、地下解体が完了、新築建物の基礎工事に着手しており、概ね計画通りに建築工事が進捗しています。

これに加え、次世代ビジネスへ挑戦することで確実な成長を目指します。次世代ビジネスの一環として次世代燃料船実用化に向けた取組みを重点強化策のひとつと位置づけておりますが、三井物産㈱と共に現代尾浦造船（韓国）にて49,000DWT 型新造メタノール船1隻を建造し、WATERFRONT SHIPPING COMPANY LIMITED 社との長期定期用船契約に投入することを2017年12月に決定しています。本船は従来の重油のみならず、メタノールを推進燃料とすることを可能にした当社初の2元燃料主機関を搭載します。燃料としてのメタノールは、硫黄酸化物（SOx）及び窒素酸化物（NOx）排出の大幅な削減が可能であり、安全且つ環境負荷の少ないクリーンなエネルギーです。本事業では、本船建造に向け、具体的な仕様検討等を進めております。当社グループではこれからも環境への負荷を低減する技術の導入に積極的に取り組んでまいります。

当社グループはこれからも経営理念である「安全の確保が社業の基盤」という基本に立ち返り、安全対策を強化するとともに、競争力の強化と経営効率の向上を図り、海運業と不動産業を両輪とした経営をより一層進化させてまいります。

## Be Unique and Innovative. - 創立125周年（2024年）に向けて -

テーマ：バランス経営の推進と先進性への挑戦

期間：2017年4月～2020年3月



### 重点強化策

- (I) 更なる差別化の追求
- (II) 安定収益の磐石化
- (III) 次世代ビジネスへの挑戦

### 基盤整備項目

ノウハウ再構築・  
浸透・伝承による  
競争力強化

人的資源  
開発強化と  
最適活用

情報  
ネットワークの  
戦略的拡充

キャッシュ・フロー  
経営と  
財務基盤強化

リスク管理の  
徹底

## ■ 予想運航規模・稼働棟数

		Be Unique and Innovative.				招集ご通知 (※)
17年度末 実績		18年度末 実績	19年度末 予想	24年度 予想		
ケミカルタンカー	41隻	43隻	45隻	115隻 + $\alpha$		
LPGキャリア (内、大型船)	33隻 (6隻)	32隻 (6隻)	33隻 (7隻)			
LNGキャリア	13隻	12隻	13隻			
オイルタンカー	3隻	2隻	4隻			
ドライバールクキャリア	16隻	18隻	14隻			
海運業合計	106隻	107隻	109隻			
不動産業合計	5棟	5棟	5棟	6棟+ $\alpha$		

(※)  
【ケミカル】

- 緩やかな船隊拡大
- 老齢船リプレース
- 米国J/V向け用船拡大

【ドライバールク】

- 船隊の最適化
- 中短期用船を活用した柔軟性ある船隊構成

【不動産】

- ターゲットエリア戦略深化
- 保有資産入替

Next  
Stage

(※) 2017年4月20日発表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ Be Unique and Innovative. 数値目標

(2017年4月20日発表)

		2017年度 計画	2018年度 計画	2019年度 計画
前提	為替	110円/\$	110円/\$	110円/\$
	燃料油	\$370/mt	\$370/mt	\$370/mt
売上高	(億円)	800	840	890
営業利益	(億円)	50	70	90
海運業		17	35	50
不動産業		33	35	40
経常利益	(億円)	40	61	78
当期純利益	(億円)	37	58	74
EBITDA	(億円)	140	170	190
EBITDA/総資産		6%台	7%台	8%台
純資産	(億円)	718	763	825
D/E Ratio	(倍)	1.6 - 2.0	1.6 - 2.0	1.5 - 2.0
配当		8~12円		

2017年度～2018年度実績及び2019年度業績予想

(2019年4月26日発表)

		2017年度実績	2018年度実績	2019年度業績予想
前提	為替	111.19円/\$	110.67円/\$	110円/\$
	燃料油	\$337/mt	\$430/mt	\$430/mt
売上高	(億円)	813	848	890
営業利益	(億円)	57	48	48
経常利益	(億円)	46	47	41
当期純利益	(億円)	42	47	38
EBITDA	(億円)	146	142	145
EBITDA/総資産		7.1%	6.4%	-
純資産	(億円)	692	731	-
D/E Ratio	(倍)	1.67	1.62	-
配当		10円	15円	10円

創立125周年(2024年)  
ありたき姿  
純資産  
1,000億円超へ



## 5. 財産及び損益の状況の推移

	第125期 (2015年度)	第126期 (2016年度)	第127期 (2017年度)	第128期(当期) (2018年度)
売上高 (百万円)	94,843	83,320	81,334	84,843
経常利益 (百万円)	7,655	5,105	4,631	4,701
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,659	3,885	4,243	4,685
1株当たり当期純利益 (円)	32.97	35.01	38.53	44.28
総資産 (百万円)	230,278	203,969	210,237	222,435
純資産 (百万円)	65,285	68,774	69,237	73,077

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストラ nsport 株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
AZALEA TRANSPORT S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
LPG DAWN PANAMA S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
PERSEUS TANKERS S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡

- (注)1. 当期におきまして、海外子会社4社を設立し、海外子会社6社を清算しました。また、重要性の増した1社を新たに持分法適用の範囲に含めました。  
2. 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は56社、持分法適用会社は5社であります。  
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外航海運業	全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送
内航・近海海運業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送
不動産業	東京都心を中心とした賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス事業及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業

## 8. 主要な事業所及び設備

### (1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
 ②子会社

名称	所在地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストラنسポート株式会社	兵庫県神戸市

### (2) 設備

- ①運航船腹

区分	保有形態	隻数	重量トン数(K/T)
社船	当社	15	1,280,253
	国内子会社	16	23,330
	海外子会社	21	1,059,510
	計	52	2,363,093
用船		55	1,824,688
合計		107	4,187,782

(注) 1. 保有形態当社の15隻のうち、10隻については他社と共有しており、その共有相手持分は694,691重量トン(K/T)です。

2. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

- ②賃貸ビル

名称	所在地	延床面積(m <sup>2</sup> )
飯野ビルディング	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東京富士見ビル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯野竹早ビル	東京都文京区小石川	4,736.37
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	32,702.37
NS虎ノ門ビル	東京都港区西新橋	9,877.04

(注) 1. 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。

2. NS虎ノ門ビルは、区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。

## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
外 航 海 運 業	218	△2
内 航 ・ 近 海 海 運 業	221	△9
不 動 産 業	146	8
全 社 ( 共 通 )	44	10
合 計	629	7

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。

2. △は減少を表示しています。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
152	5	37.3	12.9

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、他社出向在籍者(77名)は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	21,404
株式会社日本政策投資銀行	16,127
株式会社三井住友銀行	13,744
三井住友信託銀行株式会社	13,680

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株

2. 発行済株式総数 111,075,980株 (自己株式5,268,871株を含む。)

3. 株主数 8,114名

### 4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	5,264	4.97
株式会社みずほ銀行	4,941	4.67
飯野海運取引先持株会	4,724	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,723	3.51
三井住友信託銀行株式会社	3,622	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,618	3.42
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,105	1.99
三井住友海上火災保険株式会社	1,991	1.88

(注)当社は、自己株式5,268,871株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## III 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
當 舎 裕 己	代表取締役社長 社長執行役員	
岡 田 明 彦	代表取締役 専務執行役員	経営企画部管掌、事業開発推進部管掌、人事部管掌、経理部管掌、業務管理部担当、ビル事業部担当、不動産開発企画部担当及びイイノホール(株)代表取締役社長
荒 木 俊 雄	取 締 役 専務執行役員	海務部管掌及びイイノマリンサービス(株)代表取締役社長
小 薮 江 隆 一	取 締 役 常務執行役員	油槽船部管掌、ガス船部管掌、ケミカル船第一部管掌、ケミカル船第二部管掌、海外戦略管掌、専用船部担当及び不定期船部担当
神 宮 知 茂	取 締 役 常務執行役員	経理部担当及びイイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長
遠 藤 茂	取 締 役	日揮(株)社外取締役、(株)ADEKA社外取締役及び外務省参与
大 江 啓	取 締 役	
橋 村 義 憲	常勤監査役	
堀之内 博 一	監 査 役	
山 田 義 雄	監 査 役	弁護士

- (注) 1. 取締役遠藤茂及び大江啓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役堀之内博一及び山田義雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役堀之内博一氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、遠藤茂、大江啓、堀之内博一及び山田義雄の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ています。
6. 取締役近光護氏は2018年6月27日に任期満了により退任しました。
7. 監査役鈴木進一氏は2018年6月27日に辞任により退任しました。
8. 当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

## (ご参考) 執行役員(取締役の兼務者を除く)の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	地位	備考
佐藤 仁	専務執行役員	イイノガストラ NSP(株)代表取締役社長
古澤 宏	執行役員	イイノエンタープライズ(株)代表取締役社長
長谷川 陽一	執行役員	油槽船部担当及びガス船部担当
吉川 貢市	執行役員	事業開発推進部担当及び海外戦略担当
井上 徳親	執行役員	海務部担当及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
藤村 誠一	執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当、 ケミカル船第二部長委嘱及び IINO SINGAPORE PTE.LTD.取締役社長
大谷 祐介	執行役員	経営企画部担当、経営企画部長委嘱及び 飯野システム(株)代表取締役社長
佐藤 靖男	執行役員	人事部担当及び人事部長委嘱

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	8名	210百万円
監査役	4名	40百万円
合計	12名	250百万円

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議されております。
3. 上記報酬等の総額のうち、社外役員5名(社外取締役2名、社外監査役3名)の報酬等の総額は32百万円であります。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に取締役に対する役員賞与として費用処理した次の金額を含んでおります。  
取締役 7名 16百万円
5. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、2018年6月27日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれているためであります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席 状 況	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	遠 藤 茂	取締役会 (開催19回中19回)	長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
	大 江 啓	取締役会 (開催19回中19回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
社 外 監査役	堀之内 博一	取締役会 (開催19回中19回) 監査役会 (開催15回中15回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	山田 義雄	取締役会 (開催13回中13回) 監査役会 (開催10回中10回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

(注) 遠藤茂氏は日揮(株)、(株)ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しております。なお、当社は同社及び同省との間に取引関係はありません。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、IINO SINGAPORE PTE. LTD.及びIINO SHIPPING ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,365</b>
現金及び預金	9,829
受取手形及び売掛金	6,535
棚卸資産	2,705
繰延及び前払費用	1,810
その他流動資産	3,490
貸倒引当金	△ 3
<b>固定資産</b>	<b>198,070</b>
有形固定資産	175,326
船舶	77,398
建物及び構築物	41,414
土地	41,617
リース資産	6,461
建設仮勘定	8,216
その他有形固定資産	220
無形固定資産	579
電話加入権	9
その他無形固定資産	570
投資その他の資産	22,165
投資有価証券	18,998
長期貸付金	208
退職給付に係る資産	87
繰延税金資産	108
その他長期資産	2,764
<b>資産合計</b>	<b>222,435</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>51,607</b>
買掛金	5,376
短期借入金	38,822
未払費用	325
未払法人税等	289
前受金	2,682
賞与引当金	325
リース債務	1,871
その他流動負債	1,918
<b>固定負債</b>	<b>97,752</b>
長期借入金	79,149
役員退職慰労引当金	63
退職給付に係る負債	660
特別修繕引当金	2,300
受入敷金保証金	8,144
リース債務	4,754
繰延税金負債	2,434
その他固定負債	248
<b>負債合計</b>	<b>149,359</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>67,801</b>
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
利益剰余金	50,341
自己株式	△ 3,245
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,127</b>
その他有価証券評価差額金	3,341
繰延ヘッジ損益	971
為替換算調整勘定	815
<b>非支配株主持分</b>	<b>149</b>
<b>純資産合計</b>	<b>73,077</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>222,435</b>

## 連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	84,843
売上原価	73,160
<b>売上総利益</b>	<b>11,683</b>
販売費及び一般管理費	6,901
<b>営業利益</b>	<b>4,782</b>
営業外収益	
受取利息	67
受取配当金	1,257
為替差益	378
その他	19
	1,721
営業外費用	
支払利息	1,608
持分法による投資損失	71
その他	123
	1,802
<b>経常利益</b>	<b>4,701</b>
特別利益	
固定資産売却益	2,155
投資有価証券売却益	5
	2,161
特別損失	
減損損失	1,146
固定資産除却損	10
投資有価証券評価損	411
ゴルフ会員権評価損	1
子会社清算損	35
	1,605
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>5,257</b>
法人税、住民税及び事業税	296
法人税等調整額	172
	467
<b>当期純利益</b>	<b>4,790</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	105
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>4,685</b>

## 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,549
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,826
現金及び現金同等物に係る 換算差額	117
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 710
現金及び現金同等物の期首残高	10,536
現金及び現金同等物の期末残高	9,826

(注)本計算書は監査報告書の対象外です。

# 計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,907</b>
現金及び預金	4,875
海運業未収金	4,617
不動産業未収金	242
短期貸付金	11,562
販売用不動産	3
貯蔵品	2,082
繰延及び前払費用	1,099
代理店債権	1,326
リース債権	390
その他流動資産	1,709
<b>固定資産</b>	<b>123,919</b>
有形固定資産	95,083
船舶	11,159
建物	40,534
土地	34,639
建設仮勘定	7,929
その他有形固定資産	822
無形固定資産	217
電話加入権	4
ソフトウェア	213
その他無形固定資産	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,619</b>
投資有価証券	16,297
関係会社株式	4,516
出資金	19
関係会社出資金	878
長期貸付金	4,697
前払年金費用	87
リース債権	1,670
その他長期資産	1,618
貸倒引当金	△ 1,163
<b>資産合計</b>	<b>151,825</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>34,930</b>
海運業未払金	3,406
不動産業未払金	300
短期借入金	17,314
1年内返済予定の長期借入金	9,867
未払法人税等	74
未払金	189
未払費用	176
前受金	2,496
賞与引当金	251
その他流動負債	858
<b>固定負債</b>	<b>56,212</b>
長期借入金	45,990
退職給付引当金	175
特別修繕引当金	49
受入敷金保証金	8,130
繰延税金負債	1,773
その他固定負債	95
<b>負債合計</b>	<b>91,142</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>56,664</b>
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	1,380
自己株式処分差益	1,380
<b>利益剰余金</b>	<b>39,204</b>
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	38,079
圧縮記帳積立金	79
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	27,000
自己株式	△ 3,245
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,020</b>
その他有価証券評価差額金	3,292
繰延ヘッジ損益	727
<b>純資産合計</b>	<b>60,684</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>151,825</b>

**損益計算書** (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
海運業収益	63,462	
不動産業収益	9,291	72,753
<b>売上原価</b>		
海運業費用	61,760	
不動産業費用	5,263	67,022
<b>売上総利益</b>		
販売費及び一般管理費		
		5,730
		4,173
<b>営業利益</b>		1,558
<b>営業外収益</b>		
受取利息	266	
受取配当金	3,398	
為替差益	374	
その他	181	4,220
<b>営業外費用</b>		
支払利息	709	
投資事業組合運用損	252	
その他	231	1,192
<b>経常利益</b>		4,586
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1,534	
投資有価証券売却益	4	1,538
<b>特別損失</b>		
貸倒引当金繰入額	1,151	
投資有価証券評価損	411	
関係会社株式評価損	6	
固定資産除却損	10	
ゴルフ会員権評価損	1	1,580
<b>税引前当期純利益</b>		4,544
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△ 4	2
<b>当期純利益</b>		4,541

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

飯野海運株式会社  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今井仁子㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

飯野海運株式会社  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰印  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今井仁子印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

飯野海運株式会社 監査役会

監 査 役 (常 勤) 橋村 義 憲 ㊞

監 査 役 堀之内 博 一 ㊞

監 査 役 山田 義 雄 ㊞

(注) 監査役 堀之内博一及び監査役 山田義雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

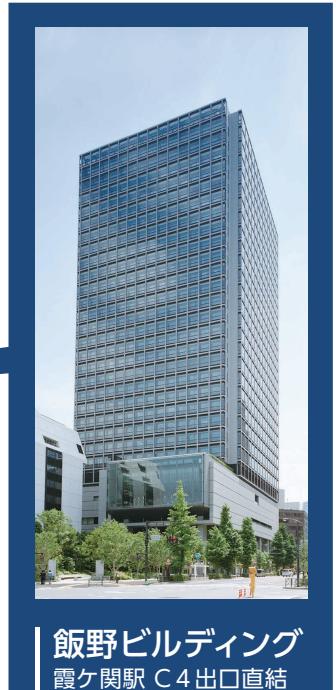
## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月に開催いたします。
配当基準日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (中間配当実施の場合)
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
公告の方法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 <a href="https://www.iino.co.jp/kaiun">https://www.iino.co.jp/kaiun</a>
飯野海運株式会社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03)6273-3069



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イノホール(飯野ビルディング4階)



飯野ビルディング  
霞ヶ関駅 C4出口直結

## 交通

東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」C4出口 直結・C3出口 徒歩約1分

東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩約5分

東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」9番出口・1番出口 徒歩約3分

都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」A6出口直結 徒歩約3分・A7出口 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。